

東京2020オリンピック聖火リレーに係るルート選定及び ランナー公募計画策定等業務委託 企画提案 仕様書

1 業務の名称

東京2020オリンピック聖火リレーに係るルート選定及びランナー公募計画策定等業務

2 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

3 業務の目的

東京2020オリンピック聖火リレーに係る県内ルートやセレブレーション会場の選定、ランナーの公募計画の策定、聖火リレーの警備計画の策定等については、各都道府県で実行委員会を設置し、検討していくこととなっている。

本県では、別添資料1「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宮城県の取組に関する基本方針」に記載しているとおり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通して、東日本大震災から立ち上がる姿を世界に示し、「復興五輪」を体現することとしている。特に、聖火リレーは、3日間かけて本県の各地域をリレーし、地域ごとの姿を全世界に示すことができることから、被災地宮城の現状や復興を成し遂げつつある姿、復興支援への感謝を全世界に発信する貴重な機会であると捉えている。

そのため、聖火リレーについては、専門的な見地から実行可能性も勘案しながら、限られた3日間の期間で「復興五輪」を体現できるルートやランナーの選定等を、検討していく必要がある。そこで、専門的な知識や経験を有する民間事業者への業務委託を行い、検討を進めていくものとし、今般、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される民間事業者を選定するものである。

4 業務の内容

(1) 聖火リレーの県内ルート提案及びセレブレーション会場候補地の提案について

イ 別添資料2の東京2020オリンピック聖火リレーのコンセプトや、ルート選定の基本的な考え方を考慮し、本県のルート案を複数提案すること。

ロ 上記のルート案を踏まえ、セレブレーション会場の候補地となる場所を提案すること。

ハ 上記イ及びロの提案に当たっては、別添資料3「オリンピック聖火リレーの概要」も参考に検討すること。

ニ 都道府県実行委員会等、各会議で使用する検討用のルートマップ案を作成す

るとともに、各会議での意見を反映した修正版を適宜作成すること（修正は3回程度を想定）。

(2) ランナー公募計画の策定

イ 別添資料2の大会組織委員会における東京2020オリンピック聖火リレーのコンセプトや、ランナー選定の基本的な考え方等を考慮し、本県のランナー選定の考え方や方針を提案すること。

ロ 上記を踏まえ、聖火ランナーの公募計画を策定すること。

(3) 聖火リレーの警備計画の作成

上記(1)のルート案を踏まえ、委託者と協議を行いながら、県内の聖火リレーの警備計画を策定すること。

企画提案に当たっては、4(1)、(2)の業務内容を踏まえ、次の事項を盛り込んだ企画提案を行うこと。

(提案者の事業実行力について)

イ 本業務の検討体制や本業務に関連した業務の実績・経験等

ロ 本業務の実施スケジュール案

(実施内容の妥当性について)

イ 東京2020オリンピック聖火リレーのコンセプト・考え方に基づいた、本県のルート選定及びランナー公募計画策定の考え方・コンセプト、ルート案

※ ルート案については、別添資料4「各都道府県実施日一覧」を考慮し、それぞれ通過市町村やスケジュールを記載すること。

ロ 上記の考え方を検討していくにあたっての検討課題・方針

ハ 検討課題・方針を踏まえた今後の調査の方法や内容

※ 4(3)の業務については、企画提案の内容には含まないものとするが、経費概算見積書の見積もりには含めること。また、4(1)の付帯業務として、契約時における仕様書の業務内容にも含むこととなるので、承知願います。

5 成果物等

4の資料については、紙媒体で10部及び電子データ（Word, Excel, PowerPoint等の編集等可能なファイル形式）をまとめた電子媒体（CD-ROM）を1部提出すること。

6 納品期限

4(1)については、平成30年9月3日（月）までに概要版を提出し、その後詳細

版は委託者と協議しながら、平成30年12月28日（金）までの期間で、委託者が別に指定する期日までに4（1）ニに記載する修正を行い、その都度提出・納品するものとする。

4（2）については、平成31年1月11日（金）までに納品するものとする。

4（3）については、平成31年3月29日（金）までの期間で、委託者と協議しながら、委託者が別に指定する期日までに提出するものとする。

7 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。

8 その他

- （1） 受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
- （2） 本委託業務で作成する情報は、契約締結時に協議により詳細を詰めるものであること。なお、協議の過程で、作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕様を追加する場合がある。

9 提案にあたっての留意事項

- （1） 本業務において、交通費等が必要な場合は、受託者において全ての手続きを行い、その経費を負担する。
- （2） 契約金額には、本業務に係る全ての経費を含むものとする。
- （3） 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって、変更することがある。
- （4） 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき（4に記載する業務の回数に増減が生じた場合等）、または本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。
- （5） 本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者に帰属するものとする。
- （6） 本業務の遂行に際しては、上記に定めるもののほか、環境配慮の観点から下記の事項を遵守するものとする。
 - イ 照明を使用する場合には、適切な明るさ、不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。
 - ロ 廃棄物が発生する場合、再生可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制に努めること。
 - ハ 車両を使用する場合、交通ルールを遵守し、免許証の携帯を確認するなど安全運転及び運行管理を徹底するとともに、適切な大きさの車両を使用し、効率

的な運行に努めること。また、駐停車中の不要なアイドリング停止等エコドライブを徹底すること。

ニ 印刷物作成に当たっては、コンパクト化し、宮城県グリーン購入の推進に関する計画の判断基準を満たすこと。

(7) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、委託者または第三者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 本事業の実施に当たっては、適宜、委託者との協議を踏まえ実施する。